

国民経済計算と財政統計

2024年10月12日

財 政 学 会

多 田 洋 介

本日の内容

- ▶ 国民経済計算（SNA）の国際基準と政府部門
 - ▶ 一般政府部門の範囲・分類基準、国民経済計算の勘定体系
- ▶ 近年の政府部門に関する国際基準の改定と日本の対応
 - ▶ 2008 SNAにおける主要な変更点
 - ▶ 残る課題としての社会保障年金受給権の発生ベースでの記録
- ▶ 政府財政統計と国民経済計算
 - ▶ 勘定体系の関係
- ▶ より適時性と周期性の高い財政データへの国際的要請（SDDS Plus）
 - ▶ 日本の対応と課題（適時性、推計精度）
- ▶ まとめ

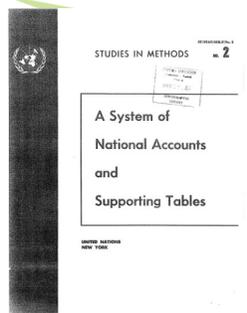
(注) 本報告の内容は、発表者の個人的見解であり、発表者の所属する組織の見解ではない。

国民経済計算（SNA）とは

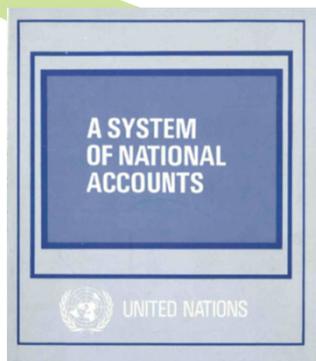
- ▶ SNA : System of National Accountsの略。
- ▶ 一国の経済の動向について、フローとストックの両面から、包括的・整合的に記録する一国経済全体の会計。
 - ▶ フロー : ある期間中の取引から生まれた生産・分配・支出
 - ▶ スtock : ある期末時点における資産・負債、正味資産の残高
- ▶ 国際連合で採択される国際基準に基づき、各国政府機関が自国のSNA統計を作成・公表。日本では内閣府経済社会総合研究所が担当。
- ▶ 国際基準は、記録の原則や記録すべき範囲等を示すガイドライン。企業にとっての会計基準に相当。
 - ▶ 国際基準により、国際比較可能性が確保（例：EU財政赤字基準）。
 - ▶ GDP等を推計する本体系のほか、これを超えるサテライト勘定も含む。

SNA国際基準の沿革

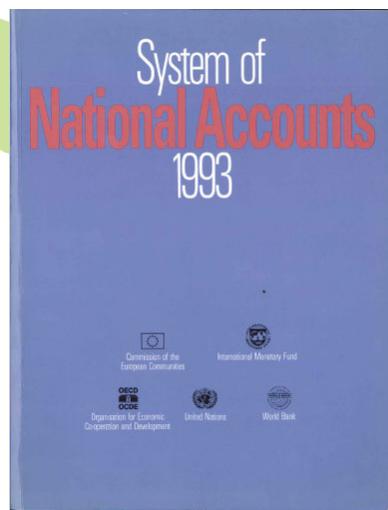
1953SNA
フロー面のみ



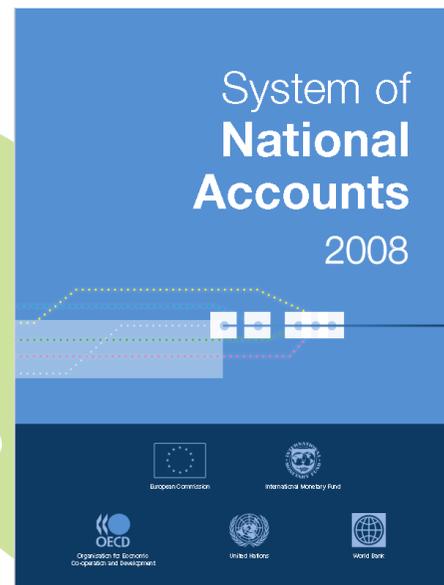
1968SNA
フロー、ストック
両面に拡充



1993SNA
無形資産の反映
部門別勘定詳細化等



2008SNA
研究開発資本の導入
防衛装備品の反映等



サテライト勘定
(個別分野の詳細、定義・範囲の拡張)

観光

SNA本体系
GDP等のフローや
ストックの姿

環境

非営利
団体

家事
活動

2025SNA (仮称) へ

SNAにおける一般政府部門

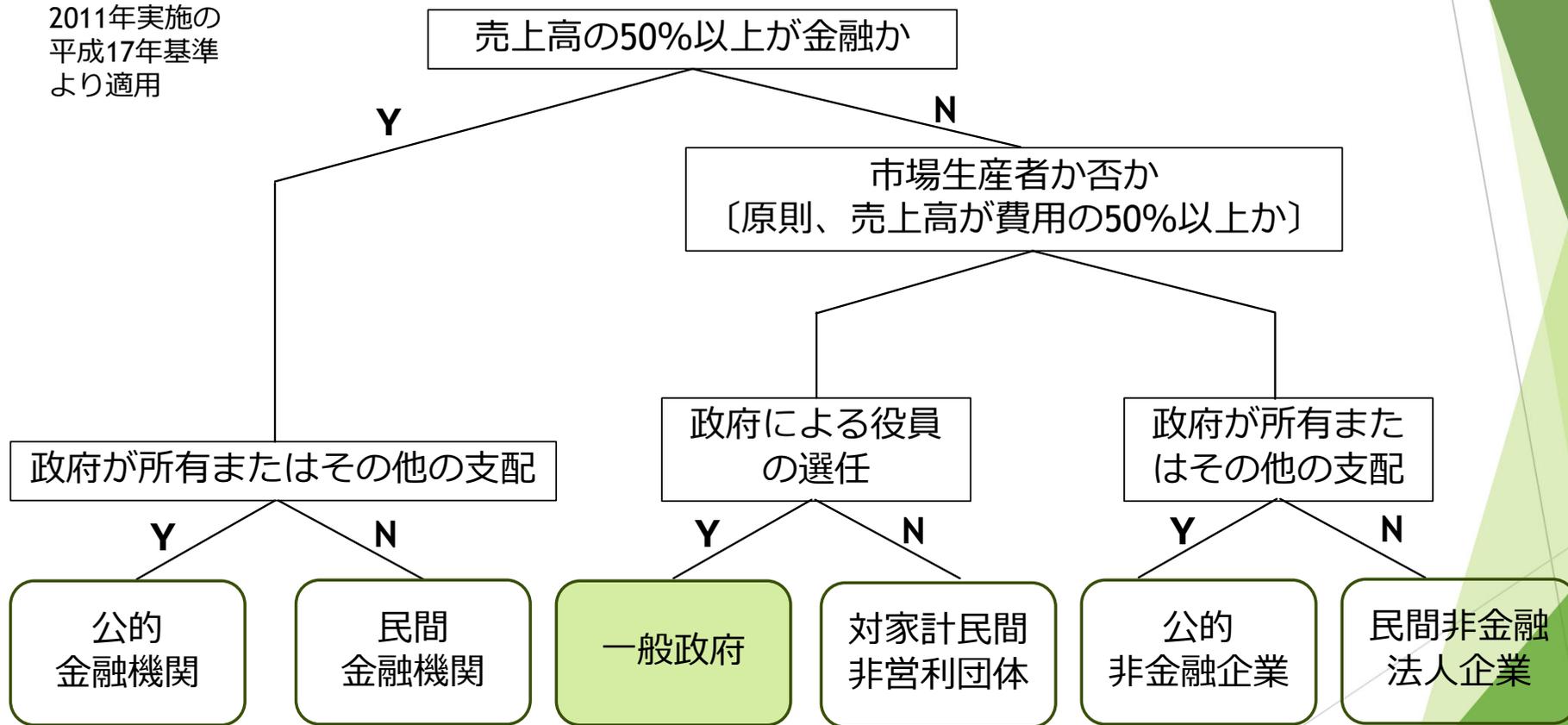
- ▶ 「制度部門」：所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う居住者主体を大きく5つのグループに分類したもの。
 - ▶ 「居住者」：ある単位が、その領域内に経済的利害の中心を保持している（無期限あるいは長期間にわたりかなりの規模で経済活動・取引に従事している）場合。
- ▶ ①非金融法人企業、②金融機関、③**一般政府**、④家計、⑤対家計民間非営利団体
- ▶ 一般政府は、中央政府、地方政府（国によって州政府と地方政府に分かれる）、それらによって設定・管理されている社会保障基金を含む。
- ▶ 社会保障基金は、(1)政府により賦課・支配され、(2)社会の全体ないし大部分をカバーし、(3)強制的な加入・負担がなされる、という基準を満たすもの。
- ▶ 非金融法人企業や金融機関は、それぞれ、民間と公的に分かれる。

SNAにおける一般政府部門の分類法

- ▶ **2008SNA**では、decision treeによって各制度単位を相互に排他的な制度部門の一つに配分し、政府やその他の公的単位を識別するための概念基盤を**明確化**している。
- ▶ ある単位が、「市場生産者」か「非市場生産者」か（生産物が経済的に意味のある価格で提供されているか）
 - ▶ 経済的に意味のある価格か否か：例示として、売上高が生産費用の50%以上かどうか（50%未満であれば、非市場）
- ▶ 後者の場合、当該単位が政府によって支配されているか
 - ▶ 非市場生産者の場合、産出額は、生産費用の積上げにより推計する
- ▶ Yesの場合、「一般政府」（Noの場合、対家計民間非営利団体）
- ▶ なお、市場生産者について、公的か民間かの判断は、政府によって所有または支配されているかによって格付け。

日本のSNAにおける制度部門決定樹

2011年実施の
平成17年基準
より適用



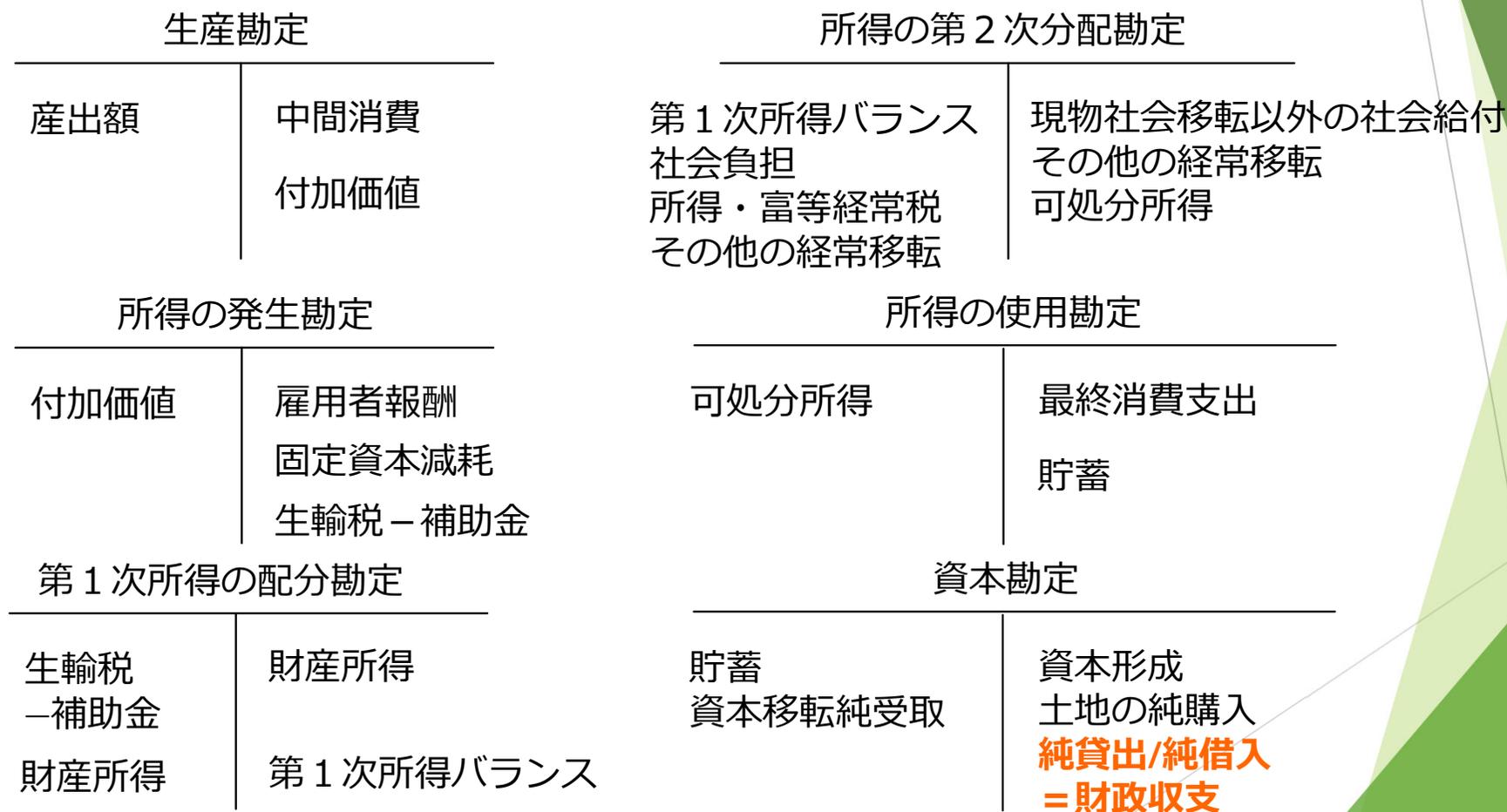
※中央銀行は
公的金融機関

日本のSNAにおける政府諸機関分類例

- ▶ 財政投融资特別会計（財政融資資金勘定等） ⇒ 公的金融機関
- ▶ 年金特別会計 ⇒ 一般政府（社会保障基金）
- ▶ 特許特別会計 ⇒ 公的非金融企業
- ▶ 公営事業会計（交通事業） ⇒ 公的非金融企業
- ▶ 高速道路会社（NEXCO） ⇒ 公的非金融企業
- ▶ 株式会社産業革新投資機構 ⇒ 公的金融機関
- ▶ 国立美術館 ⇒ 一般政府（中央政府）
- ▶ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ⇒ 一般政府（中央政府）

⇒特別会計等の一部は一般政府外、独法等は性質に応じて分類

SNAにおける勘定体系①



SNAにおける勘定体系②

前期末貸借対照表

非金融資産	負債
金融資産	正味資産

資本勘定

貯蓄 資本移転純受取	資本形成 土地の純購入 純貸出/純借入
---------------	----------------------------------

金融勘定

金融資産純増	負債純増 純貸出/純借入 (資金過不足)
--------	------------------------------------

その他の資産量変動勘定

資産の変動	負債の変動 正味資産の変動
-------	------------------

再評価勘定

資産の変動	負債の変動 正味資産の変動
-------	------------------

当期末貸借対照表

非金融資産	負債
金融資産	正味資産

SNAにおける勘定体系②（補足）

一般政府内の経常移転

	中央政府	地方政府	社会保障基金
中央政府	—	地方交付税交付金 義務教育国庫負担	年金、医療等 国庫負担
地方政府		—	医療、介護 公庫負担
社会保障基金			—

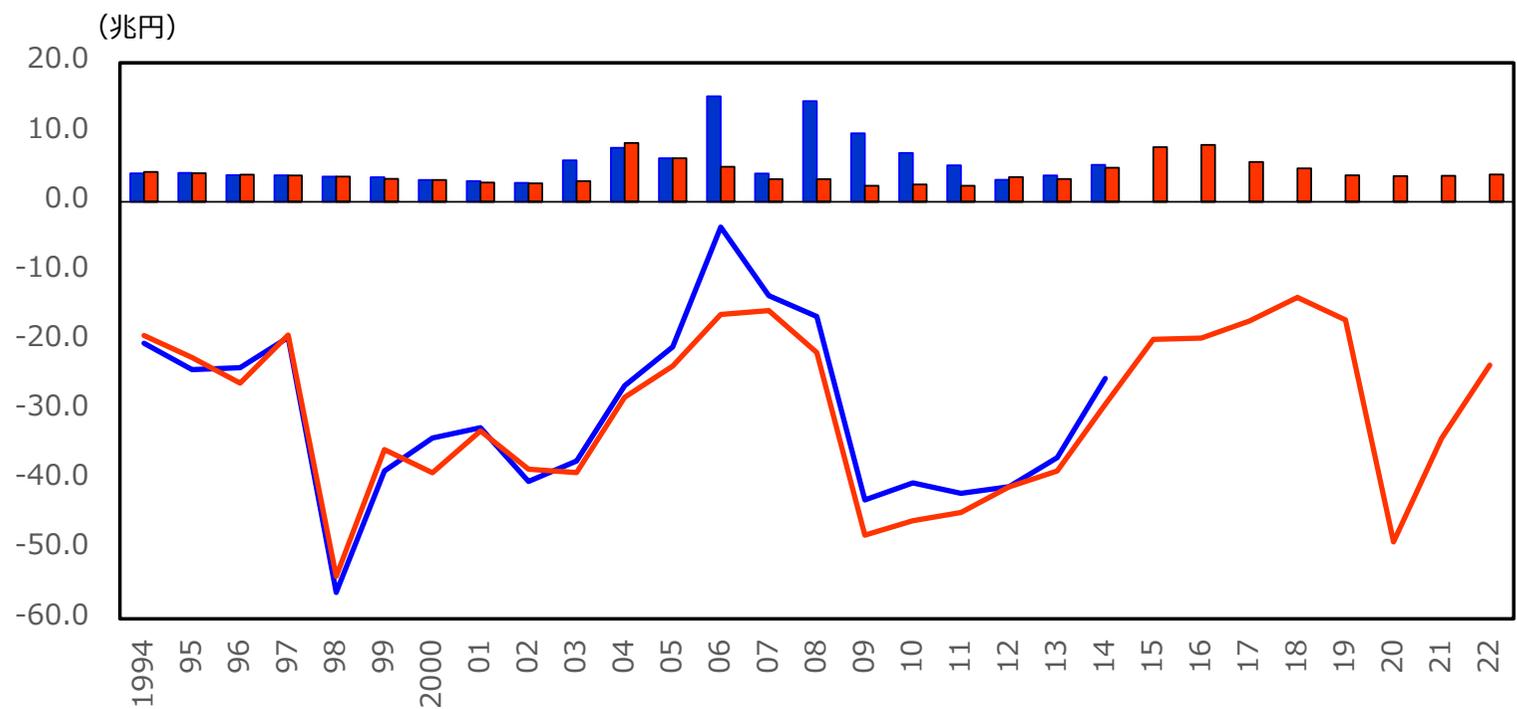
一般政府内の資本移転

	中央政府	地方政府	社会保障基金
中央政府	—	補助事業負担金	
地方政府	直轄事業負担金	—	
社会保障基金			—

SNA国際基準改定における財政関係の変化

- ▶ 1993SNAにおける主な変更
 - ▶ 社会資本に係る固定資本減耗の記録
- ▶ 2008SNAにおける主な変更
 - ▶ 制度部門の分類基準の明確化（前掲）
 - ▶ 一般政府と公的企業間の例外的支払の記録の変更
 - ▶ 公的企業→一般政府については、特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期な支払で、かつ、公的企業による支払原資が資産の売却や積立金の取崩しであるものについて、資本移転（非金融取引）でなく、持分の引出し及び現預金の増加（金融取引）として記録
 - ▶ 資本移転だと財政収支にプラス、持分引出しだと財政収支に中立
 - ▶ 日本では、財政投融资特会から一般会計等への特別な繰入れ等が該当
 - ▶ 補足表として、社会保障年金の負債の発生主義による記録
 - ▶ 民間企業年金（確定給付型）と同様、確定給付型公的年金における未積立債務の参考情報としての計上

公的企業から一般政府への例外的支払い



■ 資本移転受取 (旧基準) ■ 資本移転受取 (新基準) — 財政収支 (旧基準) — 財政収支 (新基準)

社会保険年金受給権に関する補足表 (アメリカの例)

百万ドル

	民間確定拠出 型年金	民間確定給付 型年金	社会保障年金
期首年金受給権(A)	6,540,627.0	3,516,039.0	38,691,789.0
純社会負担(B)	628,547.0	212,817.0	998,102.0
雇主の現実年金負担	191,644.0	97,296.0	429,316.0
雇主の帰属年金負担		-13,078.0	
家計の現実年金負担	338,879.0	650.0	426,082.0
家計の追加年金負担	98,024.0	141,290.0	149,360.0
(控除)年金制度手数料	0.0	13,341.0	6,656.0
社会保障年金におけるその他の受給権の変動(C)			2,077,450.0
現物社会移転以外の社会給付(D)	560,933.0	243,968.0	972,412.0
名目保有利得／損失(E)	-383,536.0		
その他の資産量変動(F)	-24,605.0	47,369.0	0.0
期末年金受給権(G) = (A) + (B) + (C) - (D) + (E) + (F)	6,200,100.0	3,532,257.0	40,794,929.0
期末資産額	6,200,100.0	2,930,568.0	2,894,929.0

新たな国際基準に向けた議論 (2025SNA (仮称))

- ▶ 非市場生産者の産出額計測方法の見直し
 - ▶ 雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗等に加え、資本収益（マークアップ）の計上、土地等に係る賃貸料支払の参入
 - ▶ 概念上、一般政府に営業余剰が発生（?）。詳細議論は今後
- ▶ 中央銀行産出額の扱い変更
 - ▶ 手数料以外の中央銀行サービス産出額について、一般政府ではなく、中央銀行の最終消費支出として記録替え。
 - ▶ 政府最終消費支出の減額（一方で、政府外の最終消費支出の増額）
- ▶ データ資産の認識
 - ▶ 新たな知的財産生産物として、ソフトウェア、R & D等と並び、データ資産を導入

政府財政統計（GFS）

- ▶ SNAと整合的な形でIMFが編纂した一般政府の財政統計に係る国際基準（マニュアル/ガイドライン）
- ▶ 1993SNAに対し、GFSM2001、2008SNAに対し、GFSM2014が公表
- ▶ SNAとGFSの主な相違点
 - ▶ 勘定体系の構成・プレゼンテーション（後述）
 - ▶ GFSでは一般政府内の受払いやポジションの相殺（Consolidation）を実施（SNAは非コンソリ）
 - ▶ GFSでは公務員に係る確定給付型年金債務の発生主義での記録（SNAでは補足表）
※確定給付の社会保障年金一般については、GFSでも補足情報として位置づけ

政府財政統計 (GFS)

税収 社会負担 交付金 その他収入	雇用者報酬 財・サービスの使用 固定資本減耗 利子 補助金 交付金 その他の支出
	純業務収支
	固定資産純取得 在庫純増 非生産資産純取得
	純貸出/純借入
金融資産純増	負債純増 純貸出/純借入

SNAとの違い

- ・ 政府最終消費支出がない
- ・ 純業務収支 ≠ 貯蓄
- ・ 社会給付に現物を含む
- ・ 利子にはFISIMを含む

その他の経済
フローによる
資産の変動

その他の経済フロー
による負債の変動
その他の経済フロー
による正味資産変動

非金融資産
金融資産

負債
正味資産

日本のGFS

- ▶ 国民経済計算の「年次推計」において、付表6（2）として、年度のGFSについて、フローからストックまで掲載（ただし2005年度以降）
 - ▶ 中央政府、地方政府、社会保障基金、部門間調整別
 - ▶ ただし、公務員の確定給付年金の未積立債務については計上せず
- ▶ 付表6（1）や貸借対照表等では、SNAの国際基準に則った勘定体系を作成
- ▶ 年次については、おおむね、SNA/GFSに準拠した計数表を作成済み
- ▶ ただし、課題として、
 - ▶ 公務員の確定給付型年金債務の発生主義による認識・記録（GFS）
 - ▶ 補足表としての社会保障年金債務の発生主義による認識・記録（SNA/GFS）

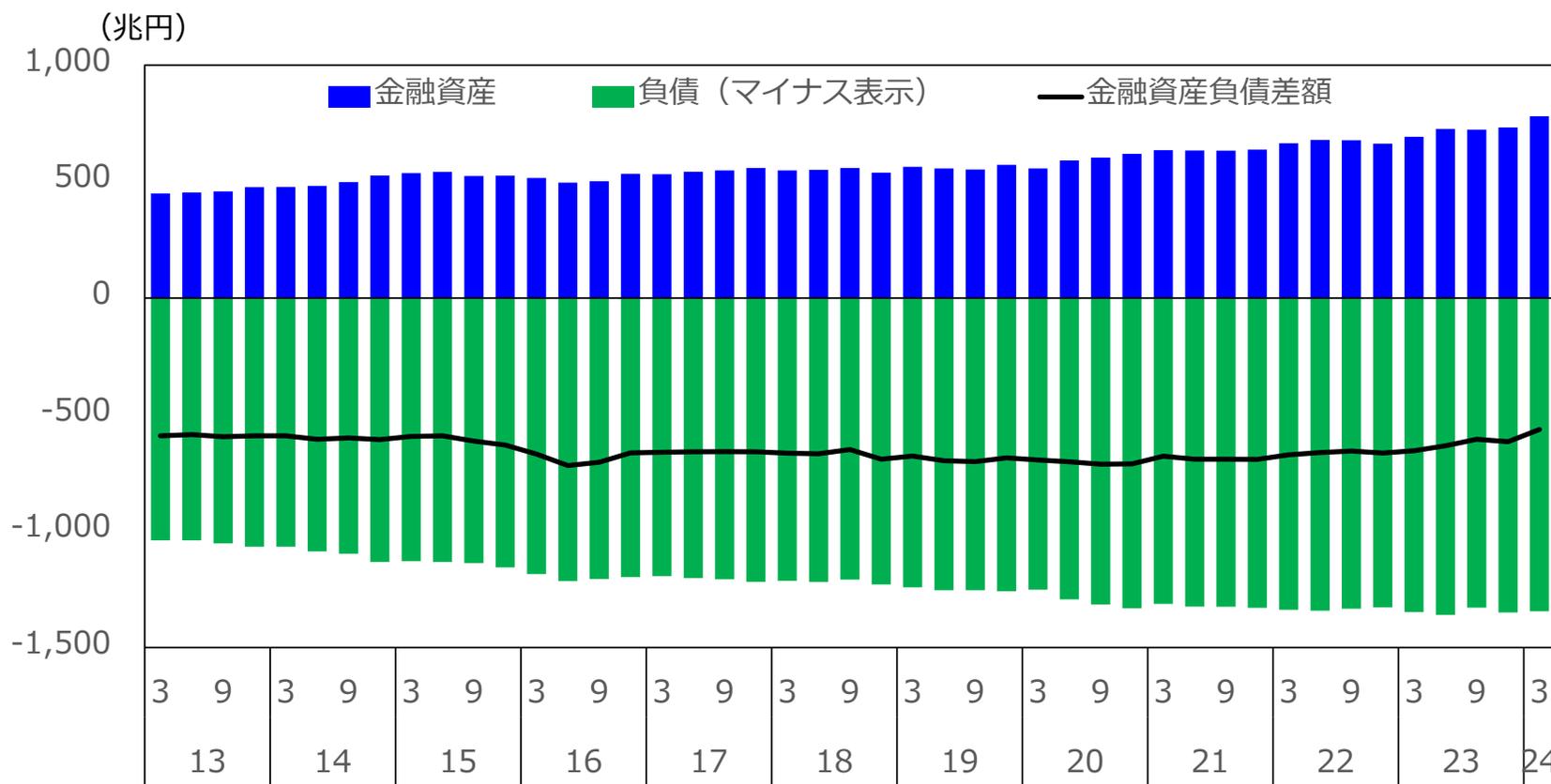
周期性・適時性の高い財政統計に向けた国際的な取組み

- ▶ 2000年代後半の世界金融危機を受け、統計コミュニティの中で、統計の面での教訓として、より周期性・適時性の高い経済・金融・財政データの作成・公表による危機の事前検知が話題に
- ▶ 議論の成果がIMFとFSBが提唱した“G20 Data Gap Initiative (DGI)”であり、IMFが設定した“Special Data Dissemination Standard Plus (SDDS Plus)”
- ▶ SDDS Plusは、2012年にIMF理事会で合意。経済、金融、財政の9つの指標について、主要国に対し、それぞれ従前よりも高い周期性と適時性で公表を求めるもの
 - ▶ 最初のSDDSはメキシコ危機を受けて1996年に設定
- ▶ 財政関係では、①部門別金融バランスシートの一部としての一般政府、②一般政府総負債、③一般政府収支。いずれも四半期
- ▶ 日本は、2016年に参加決定、①②は2018年に公表開始、③は2020年に公表開始

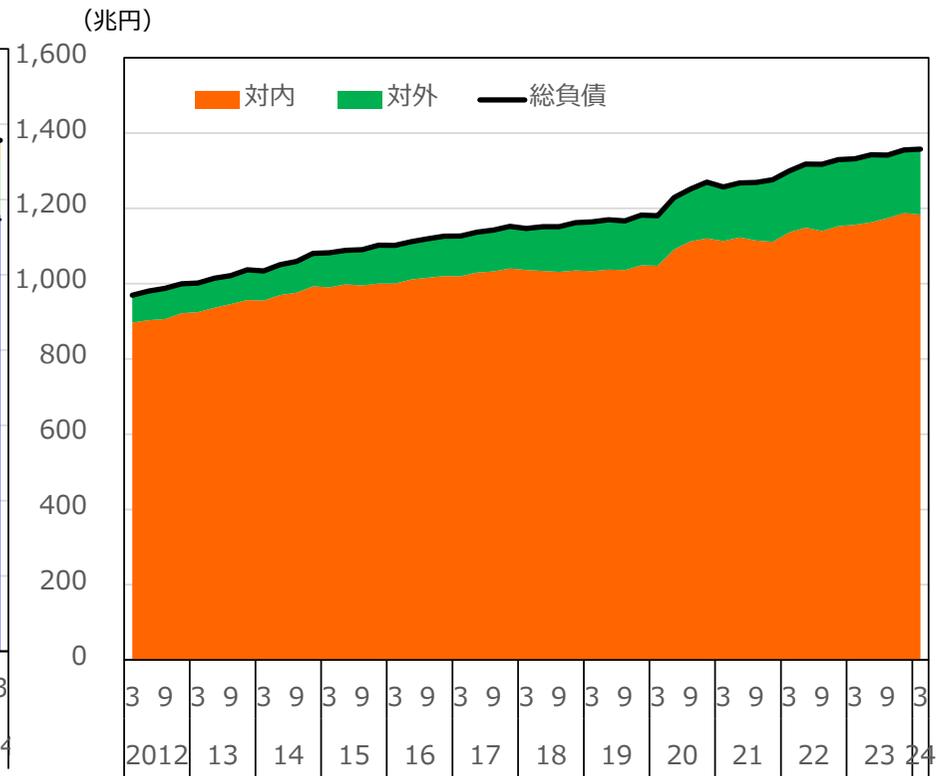
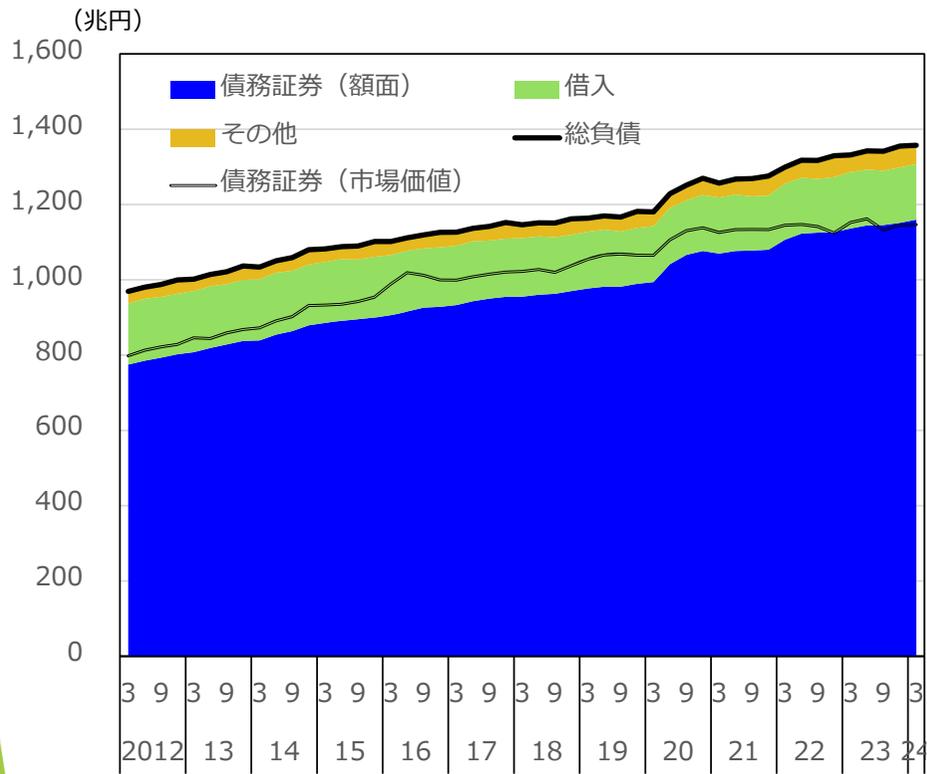
SDDS Plusにおける財政関係指標

	周期性	適時性	準拠する基準	備考
部門別金融 バランスシート	四半期	4か月後まで	SNA	
一般政府総負債	四半期	4か月後まで	GFS（コンソリ）	債務証券は額面
一般政府収支	四半期	12か月後まで	GFS（コンソリ）	発生ベース

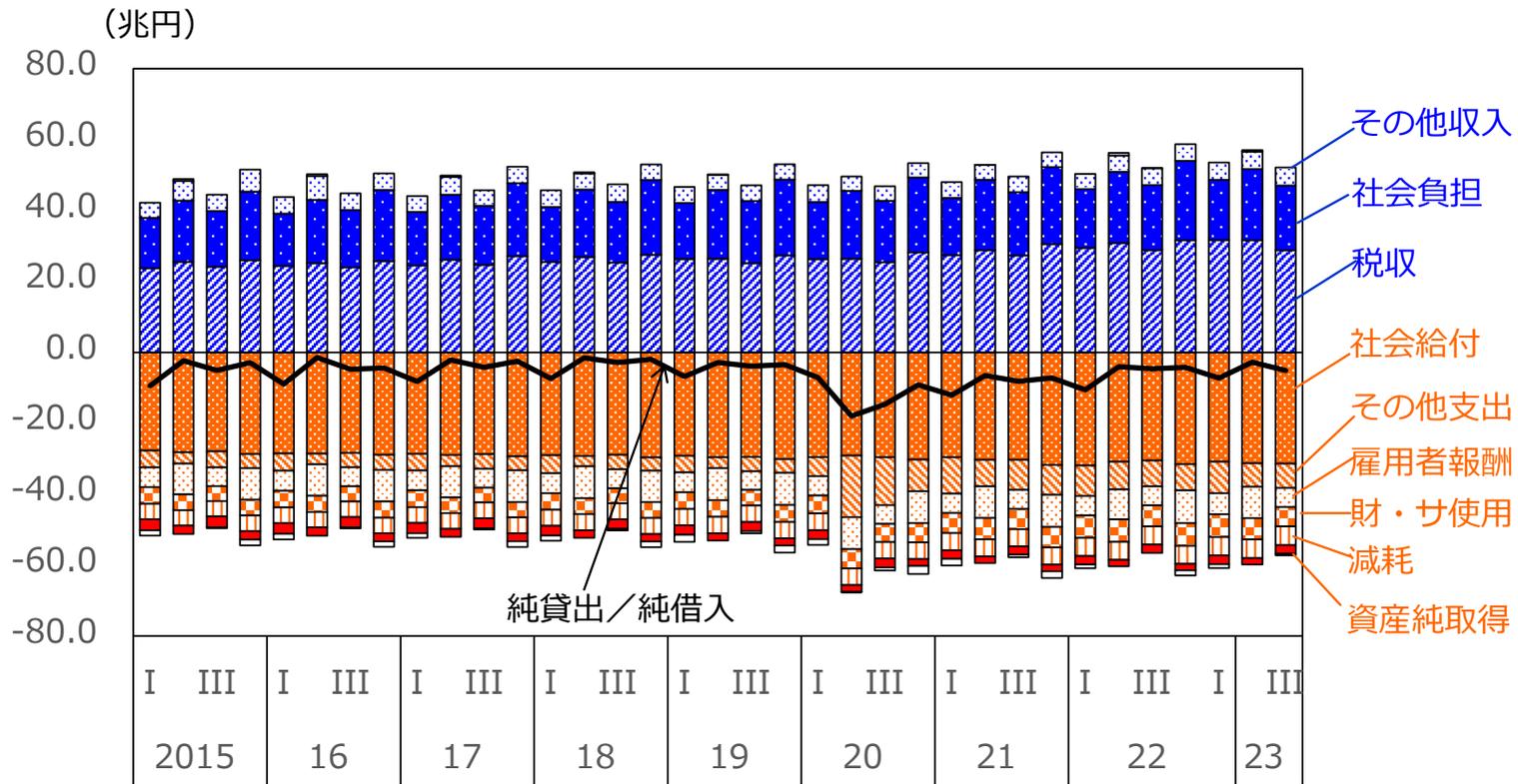
部門別金融バランスシート（一般政府）



一般政府総負債



一般政府収支



一般政府収支の課題

- ▶ SDDS Plus のルールには則っているが、当該四半期後 9～12月後と適時性が弱い
 - ▶ T年度 4－6月期 ⇒ T+1年 6月、7－9月期 ⇒ T+1年 7月、
10－12月期、1－3月期 ⇒ T+1年 12月
 - ▶ アメリカの Government Receipts and Expenditures
： 1－3～7－9月期は 2か月後、10－12月期は 3か月後
 - ▶ 英国の Quarterly Sector Accounts：当該四半期の 3か月後
- ▶ 要因
 - ▶ タイムリーな発生ベースでの財政計数が存在しない
 - ▶ たとえば、税収は、国税は「租税・印紙収入、収入額調」が基礎統計。現金主義であり、SDDS Plusでは年度計が集まってから、「発生ベースへの分割」を行う。地方税も、年度決算見込み値を入手した上で、同様に分割

一般政府収支の課題

▶ 消費税

- ▶ 税込調：事業年度終了の2か月以内の納税or年1～11回の予定納税
⇒出納整理期間に多額の納税
- ▶ 発生ベース：個人消費に連動

▶ 源泉給与所得税

- ▶ 税込調：給与などを実際に支払った月の翌月10日までに納付
⇒所得の発生から1か月遅れる
- ▶ 発生ベース：給与の発生時に合わせて記録

▶ 法人税

- ▶ 税込調：事業年度終了の2か月以内or中間納税（事業年度入り6か月終了の2か月以内）及び確定納税
⇒出納整理期間に多額の納税
- ▶ 発生ベース：税引き前利益の発生時期（※SDDS Plus対応は便宜的に四半期等分）

一般政府収支の課題

▶ 地方支出

- ▶ 政府最終消費（雇用者報酬、財・サービスの使用、固定資本減耗等）や公的固定資本形成以外が、都道府県・政令市を対象とする「地方公共団体消費状況等調査」を使用。
- ▶ 市区町村をカバーしていない等の課題

▶ 政府最終消費支出

- ▶ 四半期別GDP速報の推計値を使用。
- ▶ 中央政府、地方政府の財・サービスの使用の推計精度に課題。国は予算ベース、地方は「地方公共団体消費状況等調査」の現計予算ベースで推計。

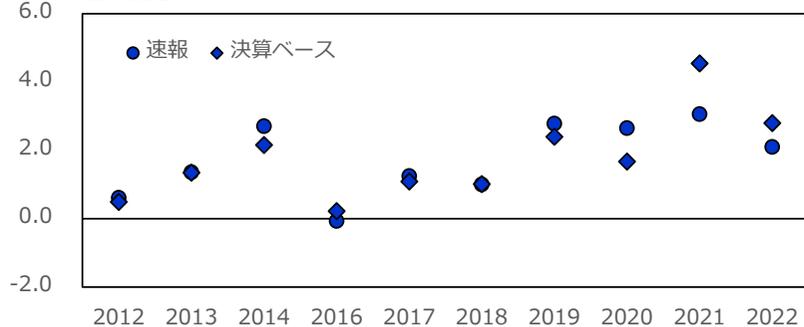
▶ 公的固定資本形成

- ▶ 四半期別GDP速報の推計値を使用
- ▶ 「建設総合統計」の公共工事出来高を基に推計。受注額を基に一定のフォーミュラで出来高ベースに転換されているが、事後的な決算額と乖離が発生しうる。

一般政府収支の課題

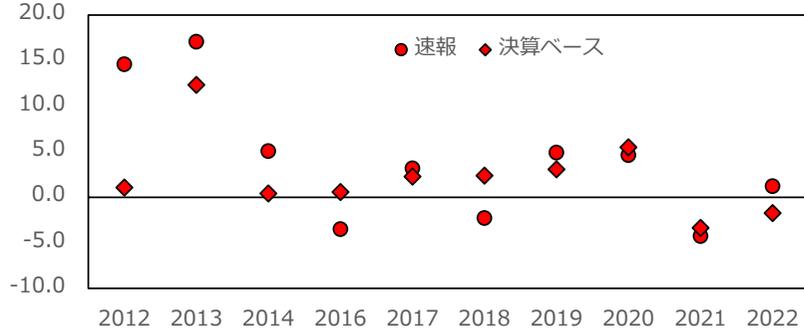
政府最終消費支出

(前年度比、%)



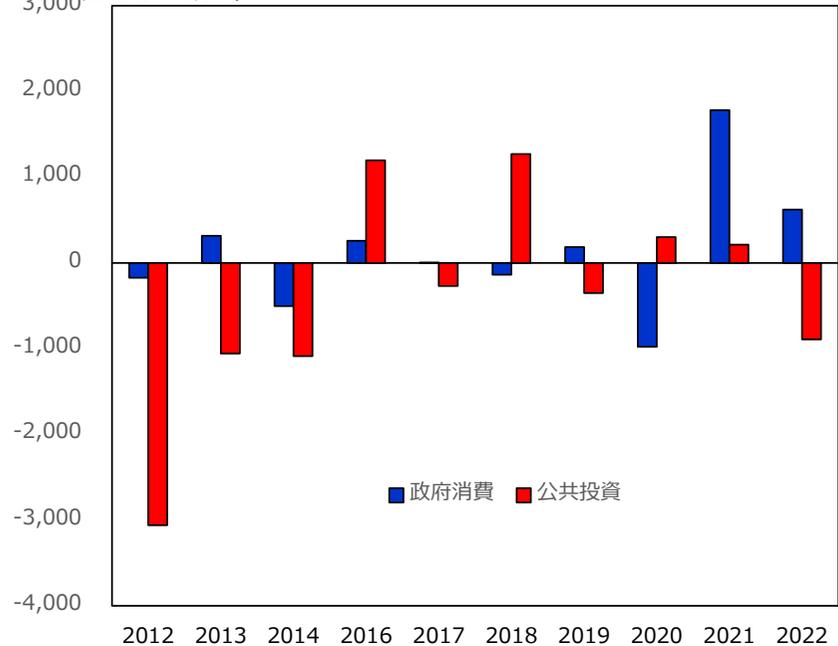
公的固定資本形成

(前年度比、%)



金額改定差 (速報→決算ベース)

(改定差、10億円)



まとめ

- ▶ SNAやGFSといった国際基準は、随時改定・改善。
- ▶ 日本の統計も、国際基準に準拠して、随時、記録の改善や、提供情報の拡充が進んできた。
- ▶ 国際基準との関係では、おおむね対応できているが、社会保障年金の負債を発生ベースで記録（補足表）については、対応できていない。
 - ▶ 賃金・物価の見通し、社会的割引率の想定など仮定依存が強く、「統計」というより「推計」の色彩。各国のプラクティスを踏まえつつ、所管省庁との連携等を通じた取組が必要。
- ▶ 高頻度でタイムリーな財政統計を公表する国際的イニシアチブ（SDDS Plus）に対して、形式的には対応済
 - ▶ 基礎統計の制約もあって、趣旨に沿った「適時性」や、推計精度には一定の課題。
 - ▶ 関係部局の協調の下、タイムリーで、カバレッジが広く、国際標準に沿った財政データの蓄積が課題。